

協議会会議概要

会議の名称	第2回座間総合病院連絡調整協議会		
開催日時	平成28年11月17日（木曜） 午後7時30分から午後8時15分まで		
開催場所	座間市役所 5階第3会議室		
出席者	加藤会長、落合副会長、小林委員、山本委員、五十棲委員、山崎委員、渡委員、森委員、藤本委員、		
事務局	健康部医療課		
公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	—
非公開・一部公開とした理由	病院事業者の内部情報が含まれていることから会議は非公開		
議題	(1)「病院の開設及び運営に関する基本協定書」の状況確認について (2) 座間総合病院との施策連携について		
資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の開設及び運営に関する基本協定書遵守状況等について ・座間市救急搬送推移 ・座間総合病院との施策連携 		

事務局

本日は、大変お忙しいところ、ご参集賜りましてありがとうございます。本日の委員の出席状況は、出席9名で過半数を超えておりますので、「座間総合病院連絡調整協議会要綱」第5条第2項の規定によりまして、本日の会議は成立いたします。

ただいまから、「座間総合病院連絡調整協議会」の第2回の会議を開催させていただきます。会議に先立ちまして、会長からあいさつをお願いします。

会 長

皆様、本日はお忙しい中、第2回座間総合病院連絡調整協議会を開催させていただくにあたり、お忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本年4月1日に座間総合病院が開院してから、7か月が経過いたしました。本市の救急搬送の状況でございますが、市内の救急搬送率が、平成27年1月から12月までで20%台だったものが、座間総合病院が二次救急輪番にご参加いただいた本年4月から10月までの間で、40%台まで改善されるなど、まずもって御礼申し上げます。これもひとえに座間総合病院の皆様はもちろんのこと、この会には委員として参加しておりませんが、相模台病院、相武台病院、また、日頃から様々な面でご協力をいただいております医師会の皆様のおかげであるものと思っております、感謝をしております。

本日は、「第2回座間総合病院連絡調整協議会」とのことで、これからの本市の救急医療体制の充実を目指して協議していただくこととなっております。まだまだ、様々な課題があるものとは思いますが、その課題を乗り越えていくために、忌憚のないご意見をいただければと思っております。この協議会を通じ、本市の救急医療体制がさらに発展し、充実していくことを期待し、私からの挨拶と代えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。議事に入ります前に、次第2の委員の変更について事務局から報告をさせていただきます。

本年6月に座間綾瀬医師会及び座間市医師会の会長が変更されたことに伴い、座間綾瀬医師会長として、前会長の浅利先生に変わりました。五十棲先生が、座間市医師会長として、前会長の五十棲先生に変わりました。山崎先生に委員としてご参加いただいております。この場でご報告させていただきますとともに、五十棲先生におかれましては引き続き、山崎先生におかれましては、新しくとなりますが、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議長につきましては、要綱第5条の規定により、会長によりお願いいたします。以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、要綱第5条の規定に基づきまして議長を務めさせていただきます。議事を進めるにあたりまして、皆様の活発なご意見をよろしくお願いいいたします。議事に入る前に本協議会の会議につきましては、座間市市民参加推進条例第12条第1項第2号の規定に基づき、座間市情報公開条例第7条の非公開情報が含まれる場合は会議の全部又は一部を公開しないことができるとされています。要綱第8条に「協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める」とありますので、公開・非公開に関しまして、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

本日の会議の内容には、病院事業者の内部情報が含まれていることから非公開にしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、本協議会の会議は、非公開とさせていただきます。

また、本協議会の会議の議事録につきましては、原則公開とし、座間市ホームページ等にて公開していきたいと考えますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようでしたら、本協議会の会議の議事録に関する取り扱いについては、原則公開としたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

議 長

それでは、議事を進めさせていただきます。議題(1)の「「病院の開設及び運営に関する基本協定書」の状況確認について」でございますが、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局

それでは、簡単に説明させていただきます。本協議会の所掌事項として、要綱第2条第1号にありますとおり、平成26年7月15日に締結しました基本協定書の遵守があります。これは、本協議会の委員の皆様で確認をいただき、ご意見をいただきながら、病院の運営に反映していただくということでございます。座間総合病院の皆様には、鋭意ご努力をいただいているところではございますが、本協議会において、基本協定の進捗、現状をご確認いただければと思います。お手元の資料1をご覧ください。「病院の開設及び運営に関する基本協定書遵守状況等について」でございますが、これは、逐条毎の状況等を一覧にしたものでございます。なお、今回、初めて議題にあげさせていただいたものとなりますので、全ての条文を資料に載せさせていただきます。事務局からは簡単ですが以上の説明になります。

議 長

ありがとうございます。本協定の進捗などの現状については、座間総合病院側からもご説明をいただければと思います。よろしくお願いいいた

します。

委員

資料1の第1条から順に追ってご説明を申し上げます。

第2条の開設及び運営目的のところは実施中ですが、随時内容を守っていかなければいけない条項ですので、状況等は割愛させていただきます。第3条、第4条、第5条の1は、実施済で、同じく割愛させていただきます。第5条2、病床の区分及び稼働病床でございますが、平成28年11月17日現在で、稼働病床は、一般急性期病床131床、回復期リハビリテーション90床、療養病床78床で、合計299床稼働中でございます。HCUの8床を含めた一般病床53床は、現在、未稼働で、職員確保次第開棟予定です。第5条3は、実施済ですので、割愛いたします。第6条1、救急体制の整備ですが、内科、外科で2次救急輪番に月6日参加させていただいております。将来的には日数を増やしたいと思っております。小児救急につきましては、現在、医師が1名体制のため、まだ準備中です。第6条3につきましては、診療機能、診療科目については、総合診療科、外科、小児科、循環器内科、神経内科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、眼科、麻酔科、放射線科、内科、リウマチ科（人工関節・リウマチセンター）、漢方内科、形成外科、皮膚科、消化器内科、糖尿病内科を有しております。外来の実績につきまして、現在のところお陰様をもちまして順調に右肩上がりに数値を伸ばさせていただいております。続きまして、第4項、救急医療体制でございますが、救急病院の指定は、平成28年9月7日付けで告示を頂戴いたしました。3年間の有効期限で、平成28年9月7日から平成31年9月6日までの告示を頂戴しております。続きまして、広域の救急体制など第5項になりますが、海老名総合病院及び近隣の特定病院等々と連携をするということにつきまして、脳卒中や虚血性心疾患等々で、座間総合病院から海老名総合病院に転院搬送した事例があり、スムーズな連携が出来ているものと捉えております。また、救急時に休日夜間、いわゆる時間外の救急等のためのスタッフを配置しております。救急以外にも回復期及び療養病棟に医師が当直しております。市内の救急搬送率の推移につきましては、会長の話にもありましたが、平成27年の20%代から、平成28年4月から9月までの間で、42.4%という数字になっております。次に第5項、災害医療ですが、現在、座間市と医師会の間で調整中ということもありますので、病院側としては、出来ることに関して順次お手伝いをしたいと思っております。第6項、救急ワークステーションでございますが、既に平成28年3月18日付けで、座間市消防とJMAの間で、「座間消防本部派遣型ワークステーション事業に関する協定」を締結させていただき、現在、月曜日から金曜日まで、病院に救急隊1隊を派遣いただいております。第7条、医療従事者の確保ですが、十分な確保対策を図ること、近隣の既存の医療

機関の運営機能を損なわないということをお約束しております。医療従事者の確保については、法人本部の主導で、一般募集による求人という形をとっております。次に第8条から10条に関しましては実施済のため割愛をさせていただきます。11条の医師会等との連携及び座間市への施策の協力ですが、第1項の医師会等への連携を積極的に行うということに関しましては、一般社団法人座間綾瀬医師会、一般社団法人座間綾瀬医師会座間市医師会には、院長をはじめ副院長など数名がすでに加わらせていただき、定例会等に参加させていただくことで、顔の見える関係をつくらせていただいていると思っております。2番につきましては、地域の医療機関から患者の紹介を受け、地域の医療機関に対して患者の紹介をさせていただくということに関しましては、4月から10月までで、紹介件数は、1749件、逆紹介件数は、991件です。3番につきましては、先ほど1番でお話しを申し上げたとおり実施済みでございます。4番の地域連携室等を設置して、地域の診療所等と関係を密にするということですが、開院の時より地域連携室を設置しており、地域診療所に訪問させていただき、顔の見える関係を作らせていただくように努力しております。5番の連絡調整協議会を開催することにつきましては、4月25日に第1回会議が開催され、本日、11月17日に第2回会議が開催されております。6番につきましては、座間市の実施する保健医療施策、特定政策等の事業に協力するものということで、順次実施しておりますが、後程の議題で詳細は説明していただけるものと思っております。第12条につきましては、全て実施中でございますが、第4項で、院内薬局、院内保育園、駐車場設備などは、既に設置し、稼働中でございます。第13条、14条は実施済みということで、割愛させていただきます。15条以下につきましては、進捗はなく、今後、永年にわたって私どもに課せられた義務と考えております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。それでは、協定の中で、第6条第6項に救急ワークステーションについて定められております。現在、消防と協定書を締結し、すでに稼働しておりますので、現在の詳細な状況をもう少し伺えたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

委 員

先ほど、現状の説明でもあったように、平成28年6月13日から、朝9時から午後5時まで、座間総合病院に救急車と救急救命士を含む救急隊員を派遣し、救急隊の病院実習として、救急医療に対する最新の知識、技術の習得、さらなる、救命率の向上等の強化を図っております。具体的な内容としましては、救急外来に傷病者が搬送された場合は、医師や看護師の指導の下、傷病者の移動やバイタルサインのチェック、処置方法等を確認することで、知識、技術の向上が図られております。ま

た、この事業を始めたことにより、救急隊と座間総合病院との顔のみえる関係がさらに深まり、スムーズな受入体制等も充実され、平成 27 年中の市内医療機関への搬送率が 20～25%でしたが、平成 28 年 4 月に座間総合病院が開院してからは、市内搬送率が 40～45%になり、市民の方々が市内の病院で安心して適切な医療が受診できるようになってきております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。これで説明が終了いたしました。この議題につきまして、何かご意見等はございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 救急ワークステーションに常駐している救急車は、消防本部から一台出ているんでしょうか。

委員 そうです。今のところ市内で、3 台の救急車を運用しておりますので、その内の 1 台を朝 9 時から病院につけております。もし、災害があれば、病院には迷惑をおかけしますが、病院から出動することもあります。来年度、本署に人員が確保されれば、救急車を消防本署に 2 台配備し、1 台を座間総合病院に常駐させる構想をもっております。

議長 他にご意見ございますか。

委員 座間市と JMA との間で協定が結ばれているわけですが、協定の状況を確認しながら、現在どういう課題があるのか、将来的に展望があるのかということは今後協議していくという理解でよろしいでしょうか。

委員 本協議会自体は、JMA と市で締結した協定書の遵守を目的の一つとして設置させていただきました。しかし、協定に沿って、すぐに全て実施していただくというのは不可能だと思います。ですから、年数回の会議を開催させていただき、協定書の遵守状況等をまず確認させていただくことになると思います。

委員 よろしいですか。市外搬送で、海老名が突出して多いのですが、これは海老名総合病院が多いのでしょうか。

委員 搬送については、かかりつけ医との関係、搬送希望等もありますが、今のところは海老名総合病院に搬送することが多いです。

委員 搬送率については、座間市と隣の海老名市を合わせるとだいたい 74.1%位になっており、その意味では、座間総合病院、海老名総合病院

を含めたJMA全体で、かなりの努力をしていただいていると私は理解しており、一生懸命やっただいていただいていると感じています。今後とも座間総合病院が自前でできるところは病院側に一生懸命やっただきたいと非常に思いますが、現実的にも、物理的にも難しい部分もあり、また、無理をして疲弊してしまい、救急ができなくなってしまうたら全くの本末転倒ですので、救急に関してはよく考えていかななくてはならないと思っています。ですので、基本協定を遵守するよう努力していただくとともに、我々も協力して一緒にやっただいていかななくてはならないと思っています。

委員 転院搬送についてですが、一回、座間総合病院で受けたものを海老名総合病院に搬送するというのでしょうか。

委員 左様でございます。緊急性があるということで、医師が同乗の上、座間市消防に海老名総合病院に転送していただいております。

委員 来年の職員の採用について、ドクターの見込みはどうでしょうか。

委員 医師の採用は、今のところ決定しているのは1名です。ただし、医師の採用については、今位の時期から、来年4月採用を見越して、本格的に動き始めます。病院も常々紹介会社を使ったり、また、個人的な紹介を頼って声をかけております。現在、すでに面接を予定している医師もおりますので、現在より増える可能性はあります。

委員 前日も言わせていただき、毎回の事で、大変言いづらくなってきましたが、やはり、病院誘致をした本来の趣旨である救急についてで、内科、外科については、先ほど言ったとおり、パーセンテージも非常に上がって、本当にお礼申し上げたいところですが、やはり、小児救急をどうにかしないといけないと思っています。そのために現実厳しいのはよく承知をしているところではあります、小児科医の確保ということについて本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 医師の確保につきましては、開設以降、これまでの間で、新たに着任していただいた先生がすでに3人います。ただし、先ほども話がありましたように医師の異動は、これから年度末にかけて多いですので、そのところをまだ見極めている段階だにご理解をいただければと思ひます。

議長 他にご意見はございますか。

委員

今の話で、県央地区の小児医療の状況は、小児科医が非常に不足し、切迫していると思います。特に大学の小児科の医局は、入局者が少なく、逆に辞める医師がいる状況にあり、そうすると、大学病院で、医師を派遣することが非常に難しいという現状があります。その中で、小児救急を維持していくために、大変なご苦勞があるし、正直、一次救急をやることですら大変という状況もあります。

また、2次救急は、基本的に入院を必要とする前提での救急ということになりますので、とにかく小児科の病床をもっていたかできないとできません。なんとかご努力をいただければと思います。先ほども話がありました未稼働の病床の急性期 50 床の内には小児医療分も含まれているのではないかなと思います。現実的にすぐやるのは本当に大変だと思います。これは、行政も医師会も含めて、一丸となってなんとか打開できるようにやっていかなければいけない課題ではないかと思います。どこでも問題となっておりますが、なんとかしていかないといけない状況というのは事実です。是非とも一緒にやっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

委員

私も聞くところによると委員が言われたように、大学病院でも、医師を外に出す余裕がないと聞いたことがあります。その中でも、やはり、小児科医と産科医は特に厳しいと聞いております。

委員

今、委員にもおっしゃっていただきましたが、病院側としては、この協定書を遵守することを目指すのは当然の義務なので、協定書で市と約束したことに引き続き努力をしていく所存です。

ただし、この小児医療については、一方では、医療の再編をし、選択と集中をしていかなければいけないという考えもあると思います。例えばこの地域では、海老名総合病院にまとめるのがいいのか、あるいは、どこか別の病院に分散させるのがいいのかというようなことですが、今一度、関係の皆様のご助言をいただきながら考えていく機会をつくっていかなければいけないと思っていますので、よろしくお願いします。

議長

よろしくお願いします。どうでしょうか、他にご意見はありますでしょうか。なければ、議題の2に移らさせていただきますがよろしいでしょうか。

それでは、議題(2)の「座間総合病院との施策連携について」でございしますが、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議題2につきまして、事務局から説明をさせていただきます。座間総合病院との施策連携についてでございますが、資料2でございます。

施策連携については、協定第11条第6項によるものでございます。この表につきましては、現在、市と連携し協力をお願いしたい内容について、各担当所管課から要望があったものであり、現状についてとりまとめたものでございます。当然、開院間もないことから、現在連携協力が図られていないこともあります。それらについては、内容の精査や担当課との調整も必要となってくるものと思われまますので、今後も継続して協議していくこととし、本日はこれまでの成果として、連携が図られていることについて説明させていただきます。まず1は災害時の対応です。災害時は、外部からの補給が滞ることも想定されることから、そういった際にも病院機能の維持を求めたものです。現状は、すでに自家発電設備は設置済みであり、備蓄資機材等に関しては準備していただいているところです。次に2は健康診査についてです。すでに乳幼児健診については開始済みとなっております。3については、救急ワークステーションについてです。先ほどもお話しが出ておりましたが、救急ワークステーションについては、すでに設置済みですが、重症患者発生の際に救急ワークステーションから、医師が救急車に同乗するような「派遣型」の協力体制については、今後、さらに診療体制の充実が図られた後に拡大していくことであると思われまますので、今後も協力して取り組んでいきたいと考えています。4については、救急救命士の再教育についてです。再教育のための病院研修の受入れと、救命士の処置拡大に伴う研修の受入れについてということでは座間総合病院から協力が可能なものであるとお返事をいただいておりますので、今後、またさらに協議を進めていきたいと考えております。次に5の予防接種についてですが、これはすでに10月1日より開始されております。6は健康増進法事業についてです。市民向け講座や事業従事者への研修講師の派遣については、現在、高齢者向けに、座間市社会福祉協議会事業へ協力をいただいていることと市内団体への講習を行っていただいております。また、院内教室も開催しております。今後、市の事業への協力も可能ということなので、今後、また継続して協議していきたいと思います。7については、在宅医療連携についてです。先ほども座間総合病院から説明がありましたが、地域連携室を設置しまして、医師やソーシャルワーカーの方が近隣の医療機関を訪問して、連携を図っていただいているということでもあります。また、検査共同利用も行っているというところで、今後も連携を深めていっていただきたいと思います。8と9の神経内科、総合診療科の設置については、以前からの要望もあり、開院時から既に設置済みのものでございます。次に10は、医療費用支弁の事務手続きについてということですが、これは、やむを得ない理由で介護・医療サービスを受けられない高齢者に対し、市が費用弁償する際の事務手続き、いわゆる措置委託について記載したものでございます。こちらも要望を踏まえ、すでに実施していただいております。最後に11になりますが、生

活保護法における医療扶助の適用についてです。生活保護受給者に対する医療扶助適用、医療券の利用についてですが、こちらの方も要望を踏まえていただきすでに実施していただいております。以上が、これまでの間に市と座間総合病院との方ですすでに連携が図られているものがありますが、今後とも継続して色々協議を行いながら、連携を拡大していきたいと考えております。また、裏面についても、同じ様な要望でございます。こちらの項目については、現在は成果として特に現れてはいないものとなりますが、冒頭申し上げた通り、内容の精査や担当課との調整も当然必要となってくるものと思われまので、あらゆる状況を見極めながら、今後も継続して協議していくこととさせていただきます。事務局からは以上となります。

議長 　　ただいま事務局からの説明が終わりました。このことについて、ご意見等はございますでしょうか。

委員 　　医療介護連携の部分については、将来的に2025年問題を視野に入れつつ、絶対に必要な課題になっています。そういうところを鑑みて、在宅医療介護その他を市内の他の病院でもやっていますので、座間総合病院でも是非ともお願いしたいと思えます。

今後、医療介護連携拠点事業に医師会も力を入れていくところであり、現在、病院と医師会と在宅医療を行う医師も集まっています。拠点事業という中で、進めていこうとしています。事業に協力していただくためにも、病院側にも担当者を決めていただいて、協力をいただければと思います。

これは、市では介護保険課の範疇になりますが、平成30年までにやるという国の方針が決まっていますので、しっかり連携して取り組んでいかなければいけない課題と捉えています。よろしく申し上げます。

議長 　　議題2について他にご意見ありますか。

他にないようでしたら、議題2については、これで終了とさせていただきます。

提出された議題についてすべて終了いたしました。ここで、議長の任を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

事務局 　　ありがとうございました。それでは、次第4のその他についてですが、事務局から、次回開催の簡単な事務連絡をさせていただきます。年に2回開催を予定していますこの会議ですが、次回開催についての詳細については、これから皆様と調整させていただきますが、新年度に入っ

て、春ごろを予定しておりますので、その際は、また皆様のご協力をよろしくお願いいたします。事務局からは以上ですが、皆様から他にその他のところで何かございますか。

委員

開設以来、病院としても頑張ってきたつもりでございますが、まだまだ努力が足りないと思います。その中で、JMAが来た意味は、もちろん座間市民の皆様の健康を守ることが大きな役目だと考えております。

細かい話になって恐縮ですが、本日、座間市の中学の教頭会の6名の教頭先生方に病院見学をしていただきました。病院としては、市内中学生の職場体験ということで、市内中学校6校にお声がけをさせていただいて、各3名ずつ毎回来ていただいています。これは、中学生にも非常に喜んでいただいております。本日、病院見学に来ていただいた教頭先生のお話の中でも、「今までは、学校側から声をかけていたんだけど、今回は、病院の方から積極的に受け入れますという話をもらえたので、非常に喜んでおります。病院の職場体験は、中学生に良い教育になっています。」とのお言葉をいただきました。

そういう意味で、地域に根ざしていくということは、決してジャパンメディカルアライアンスという名前だけではなくて、「座間」という名前を病院にいただきましたので、気持ちとしては市民病院と考えております。

座間のみなさんが本当に健康で暮らせるような環境を整えていきたいということで、これからは是非邁進していきますので、申し訳ありませんが、この場を借りてアピールさせていただきました。よろしくお願いいたします。

事務局

他にはよろしいでしょうか。

委員

市には、コミュニティバスの経路の変更などもご検討いただいているようで本当にありがとうございます。座間総合病院はどちらかというと座間市の北側に位置しており、栗原など南の方がちょっと不便という話も頂いており、我々の力では及ばない部分もありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

委員

もう一点よろしいですか。前から懸念されておりましたが、座間消防署前で、入谷バイパスから来る車のUターンがすごく増えています。前から言っているとおり、厚木方面から入谷バイパスで陸橋からそのまま来ると、座間総合病院には行けないので、消防署前の広がっている部分でUターンが非常に多いです。病院が悪いわけではありませんが、道路がそうなっているので現状報告させていただきます。

委員

申し訳ありません。座間警察署手前の陸橋を降りたすぐの交差点に、海老名方向から来るとわかるように看板を建てさせていただいて、左折して行くように案内はしております。その後、キャンプ座間の正門前を通るようなコースを途中の各所に看板をつけて案内はしているんですが、なかなか入谷バイパスからきてしまう方もいらっしゃいます。

委員

案内があるのであれば、一回間違えた人は次は手前を曲がると思うので、これから減ってくるかもしれません。

事務局

他にございますか。それでは、他にないようなので、これで本日の会議を終了とさせていただきます。夜分にも関わらずみなさんどうもありがとうございました。